

静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第29号

静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則

静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則（平成25年静岡県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1 （略） 普通課程の普通職業訓練 1 ～ 4 （略） 付表					別表第 1 （略） 普通課程の普通職業訓練 1 ～ 4 （略） 付表				
訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教 科	訓練期間及び訓練時間	設備		訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教 科	訓練期間及び訓練時間
				種別	名称				
機械技術科	(略)	1 (略) 2 専攻 (1) (略) (2) 実技 ア～オ (略)	(略) (略) 350 時間	(略)		機械技術科	(略)	1 (略) 2 専攻 (1) (略) (2) 実技 ア～オ (略)	(略) (略) 370 時間
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。